世の中に「当たり前のこと」や「簡単なこと」はない。 マジメに向き合って自分のアタマで考えることが、選択する力を育てる。



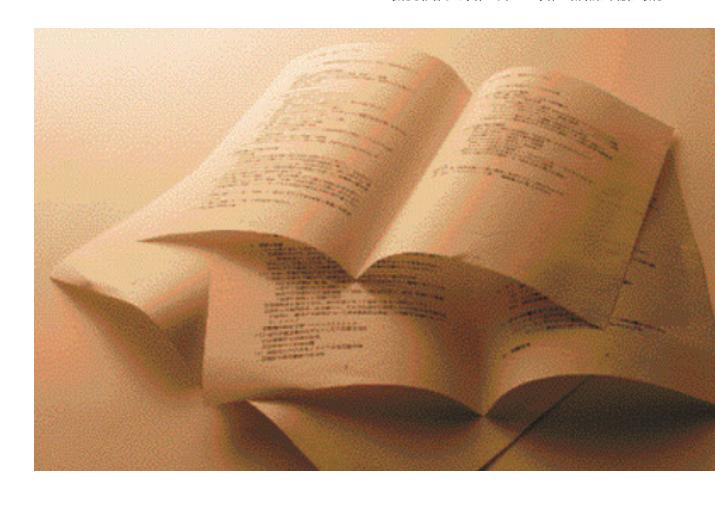
法学研究科教授 阪口正二郎

1960 年生まれ。早稲田大学法学部卒。 東京大学社会科学研究所助教授を経て、 1999 年から一橋大学法学研究科助教授に就任。 2001年より教授。専門は憲法・比較憲法。 「世の中の出来事はみな少し考えれば、難しいことばかりです。 でもそうした問題について、自分のアタマで考え、 自分の言葉で表現できるようにするのは とてもチャレンジングなことです」

## 戦争の国の自由と民主主義 民主憲法の代表格、 アメリカ憲法の裏側にある事実とは

「憲法を考える」というと、多くの人は基本的人権や憲法 第九条の問題を思い浮かべると思います。専門家や法律を学 ぶ学生でもない限り、「憲法とは何か」まで遡って考える機 会は、ほとんどないのが実情でしょう。しかし、「憲法とは 何か・国や国民にどういう意味をもつのか」を知ること・考 えることは、人間と社会の本質を考えることにつながる、非 常に示唆に富むテーマなのです。

一つの例として、アメリカ合衆国の憲法を取り上げてみ ましょう。アメリカの憲法といえば、自由と民主主義を謳 った憲法の代表格と受けとめられていますが、この憲法の あり方や意味を考える上で、参考となるいくつかの事件が あります。その一つが、第二次大戦中の1943年、ある宗教 の信者が、偶像崇拝を禁じる教えに反するからと国旗への 敬礼を拒否した事件です。この事件で最高裁は国旗に敬礼





しないことも自由であるとしました。

また、冷戦下の1950年代半ばには、教育機関において白 人と黒人を分けるのは違憲だとする、ブラウン教育委員会事 件判決が出されています。

この二つの判決は、しばしば戦争下であるにもかかわらず 自由や平等を保障した判決であると理解されがちです。でも、 ある国の憲法というものをより深く理解するためには一歩踏 み込んで考えてみる必要があると思います。これらの判決は 実は戦争下だからこそ自由や平等を保障しようとした判決で あると考えたほうがいいと思います。上記の事例で見過ごす ことができないのは、その背景です。これらの判決の背景に は、ファシズムや社会主義との戦争という事実があったとい うことです。つまり、アメリカは、自由や民主主義を掲げて ファシズムや共産主義と戦っている以上、ファシズムや共産 主義とは異なった形で自由や平等を保障していることを内外 に示す必要があったのです。実際、ブラウン教育委員会事件 のとき、そうした判決を下すよう国務省が嘆願書を書いたと いう事実があるのです。一見普遍的なものに見えがちなアメ リカの自由が、実は特殊な事情から形成されていることを、 私たちは知っておく必要があると思います。

## 怪しげな宗教団体は拒否してもいい? 異なった人間同士がどのように 折り合いをつけて暮らしていくのか?

2年ほど前、富山でコーランが破り捨てられる事件が起き、イスラム教徒が激しい抗議行動を起こしたことは、ご記憶の方も多いと思います。コーランを破り捨てることは、イスラム教徒にとっては最大の侮辱であり、イスラム法によって厳しく禁じられていることだからです。事件自体は単純で、ある若い女性がイライラが高じて、たまたまあったコーランを盗み出して破り捨てたというもので、その女性は窃盗罪として処罰されました。しかし、その本質は、これだけで片づけられるようなものではありません。もし、盗んだ人と破り捨てた人が別人だったらどうだったでしょうか。例えば、道に落ちていたコーランを第三者が何も知らずに破り捨ててしまったとしたら、日本の法律では処罰対象になりません。でもその場合、それではたしてイスラム教徒の人たちが納得するでしょうか。しかし、イスラム教徒の人たちを納得させ、彼

らの心の傷を癒すために、神を冒涜するような表現や行為を 犯罪として処罰する法律を作れば、今度は表現の自由が侵害 される可能性があります。

同様に一筋縄ではいかない事件や事象は、私たちの社会や 日常のなかに非常に多く存在しています。たとえば、不気味 な宗教団体が自分たちの住んでいる村に集団で移住してきた とき、怖いからといって住民登録を拒否すべきだと考える人 がいるかもしれません。しかし、それはやはり差別です。ま た、住民登録を認めなければ、信徒の子どもたちは村の公立 学校に通えなくなり教育を受ける権利を奪われることになり ます。また、そもそも子どもたちの教育をそうした宗教団体に 委ねればそれでいいのでしょうか。たとえば、宗教団体が信 教の自由を主張して、自分たちの子どもは自分たちで教育す る、義務教育は受けさせたくないと主張した場合、それを認 めればいいのでしょうか。それで子どもたちは自律的な主体 になれるのでしょうか、またそれで多様な価値観や宗教が存 在する社会において平和的な生活が確保されるのでしょうか。

こうした問題についての答えは、そう簡単ではないでしょう。憲法の条文を見たからといって、それだけで答えが出てくるわけではありません。そもそも、世の中に当たり前のことなど、実はそう多くはありません。その上、みんな少し考えれば難しいことばかりです。いま、私たちの社会には異質な価値観や文化的背景をもつ人びとが増え、さまざまな場面でふれあう機会も増えています。誤解を恐れずにいえば、私はそうした異質な価値観に対しては偽善的に仲良くする必要はないと思います。むしろ、お互いが無用に傷つけあうことなく何とか一緒にやっていける形を探すことが重要であり、それが現代社会における「共生」の意味だと思っているのです。

私が授業やゼミを通して学生に学びとってほしいのは、世の中に当たり前のことなどそうはないということであり、社会とはそういうものであるということ。考えれば考えるほど難しいことを考えるとはどういうことなのか、なぜ考えなければいけないのかということです。そういうことをキチンと学びとれば、一見カッコよさげな論理や借り物の論理に惑わされることはありません。問題にぶつかったとき、自分で考える力が身につきます。私は学生たちがそうした人間に、自分自身のアタマでまじめに考える、キチンとした選択ができる人になってほしいと思っています。そういう人びとこそ、いまとこれからの社会が必要としている人材だからです。(談)